

学校・教委の隠ぺいの手口

時 期	学校・教委の行動	隠ぺいの主な手口や問題点
事件化前 対応に問題があるから隠さざるを得ない	教師が ・いじめを見て見ぬふり ・間違った対応 ・抱え込み ・形骸化した会議（報告するだけ・「様子をみましょう」という結論） 【背景】 ・学力や部活強豪重視の経営方針 ・ゼロトレランス(許容 0)の学校方針 ・学級王国(教師の独裁) ・学級崩壊	・いじめではなく、遊び、ふざけ、けんか、トラブル、本人の思い込み、にすり替える ・いじめや相談があっても、加害者・被害者両方の保護者に知らせない ・いじめの相談があっても、「対応します」とだけ言って何もしない ・加害者にいじめを確認して、否定されたので、「なかった」と結論。 あるいは、その言い分を鵜呑みにして、被害者にむしろ問題があると結論。 ・被害者と加害者から同時に聞き取りをして、双方から「いじめはなかった」と言わせる。 ・「大丈夫か？」と聞いて「大丈夫」と答えたので、加害者に注意したので、謝罪したので、「解決した」と結論。 ★スクールカウンセラー ・怒りを鎮める効果 ・本人の心の内に原因を求める(心理学の得意分野) ・うつ病や成育歴に原因を求める
事件当日	★教委が隠ぺいのリーダーシップ ・教育委員会に連絡、指示を仰ぐ ★情報の収集と拡散防止 ・教員から情報収集 ・児童生徒から情報収集 (誰がどこまで知っているか) ・児童生徒・保護者への口止め ・遺族から情報収集 (どこまで知っているか) ★メディア対策 ・メディアが複数嗅ぎつけてきた場合は、学校か教委が記者会見を開く	●証拠物の確認と隠匿 ・遺書の確認 ・いじめを訴えていたという証拠になりそうなもの(教員との交換日誌・遺書など)の確保と隠匿 ●情報の遮断 ・電話連絡網等で、遺族が望んでいないので、噂をしないようにと流す ・事情を知っている人間(子ども・保護者)を遺族に近づけない ・教師から漏れるのを防ぐ (動揺しやすい担任や部活顧問などは遺族宅に行かせない、面会させる場合は管理職などが必ず同行・監視病気休養させる) ●説明・説得・懐柔 ・児童生徒の動揺を理由に、病死や事故扱い、転校したことにすることを提案 ・書類を残さず、口頭でのみ遺族に説明 ・遺族がいじめなどの情報を知っている場合、校長や担任が土下座して謝罪することもある。 「誠意をもってきちんと調べ報告します。」「教員生命をかけてやります」と言って、安心させる (ただし近年は、遺族が録音していることを前提に交渉しているので、言質をとられるようなことは言わない) ●メディア対策 ・情報の拡散を防ぐために、教頭などに窓口を1本化。他の教職員にも詳しい説明をしない ・メディアに嘘の情報を流す。学校・教委はきちんとやっているとの印象づけ ・記者会見や保護者会では、「いじめはなかった」「学校は気づかなかった」「因果関係はわからない」「遺族はそっとしておいてほしいと言っている」などという

2～3日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の死因をできるだけ伏せる ・児童生徒が事情を知っている場合は学年集会などを開く ・緊急保護者(説明)会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長が、「命の大切さ」について話す ・迷惑がかかるので通夜・告別式には児童生徒は参加しない、代表だけが参加、教員引率のもとに行くよう指示 ・保護者説明会のことは遺族に知らせない ・児童生徒の動揺を防ぐために口外しないようにと保護者に言う。子どもの心のケアを強調 ・質問はできるだけ避ける。クラスと子どもの氏名を言ってから発言するよう求める ・被害者やその家庭の問題を示唆する ・スクールカウンセラー等が、たとえいじめがあったとしても自殺にはいろいろな要素が複雑に絡み合っており、直接的な原因とは限らないという。子どもの心のケアのために、事件のことを聞かない、話題にしない、早く忘れて今まで通りの生活を続けるようアドバイス ・動揺の激しい子どもは、スクールカウンセラーが対応する(情報収集。動揺を抑え外部に漏れるのを防ぐ)
2～1週間程度	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケートや聞き取り調査を実施 ・誰が、どんな情報をもっているか ・「調査はした」が、いじめは見つからなかった、原因は不明と言うためのアリバイづくり 	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査 <ul style="list-style-type: none"> ・記名式 ⇒ 生徒が書きにくい、個人情報に盾に遺族の開示請求を拒否できる ⇒ 誰が、どんな情報を持っているかを調査して、漏れるのを防ぐ ・保護者の承諾書と一緒に封入させる (子どもが「いじめをした」「目撃した」と書いても、保護者が書き直させる、あるいは提出させない可能性) ・生徒が自殺したことや原因調査が目的であることを告げずにアンケート調査 ・「学校は楽しいですか?」「何か困っていることはありますか?」などの内容で、調査をしたというアリバイづくりのためのアンケート ・「家庭のことで何か聞いていたことがありますか?」などの内容で、家庭の問題を情報収集 ・回答を開示せずに(個人情報・事実がどうかわからない・誰にも見せない子どもに約束したなどの理由付け)、「いじめの情報はなかった」と言う ・いじめを見たという情報があがっても、「内容を本人に確認したら、直接見たわけではなかった」「勘違いだった」「無責任な噂で犯人扱いするのは人権侵害」と言う ・いじめ調査を目的とせずに、カウンセリング資料として、アンケートを実施(守秘義務を盾に開示拒否) ・遺族や調査委員会に開示する時に、いじめ加害者や目撃者のアンケートを抜く。一覧に転記する時に落とす ●聞き取り <ul style="list-style-type: none"> ・担任や顧問など、責任が問われる当事者の教職員が生徒と一対一で聞き取りをする ・学校管理職が、いじめの加害者や目撃者と一対一で聞き取りをする ・アンケートに「いじめを見た」と書いた子どもを脅す、説得して前言を撤回させる ・聞き取った内容とは異なる内容を記録。学校にとって都合の悪いことは書かない。わざと曲解する ・聞き取った内容を遺族に報告しない。「メモはない」「捨てた」という ●スクールカウンセラー等の関与 <ul style="list-style-type: none"> ・一日も早く忘れなさいという ・自分がいじめたせいで死んでしまったと罪悪感を抱いている子どもに、あなたのせいではない、自殺にはいろ

		<p>いろいろな要素があること、うつ病のせいであることなどを話す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒から聞き取った内容を学校には報告するが、守秘義務を盾に遺族には報告しない
49日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・教委関係者が日参 出入りしているのは誰か、どの程度情報を持っているか、裁判をする気があるのかを探る ・学校から頼まれた PTA が情報収集のために、遺族宅に出入りすることも ・学校でお別れ会などを開き、終止符を打つ ・担任や顧問などを、病気療養を理由に休職させることも ・裁判などになったときに、学校・教委は誠意を見せたというアリバイ作り ・事故報告書を教育委員会にこっそり提出 	<ul style="list-style-type: none"> ●弁護士等を通して早急に示談をすすめることも ・遺族の口封じ(これ以上、事件のことは一切言わないとの誓約書) ・遺族に知られたくないことを追求される前に終止符を打つ ・メディアに騒がれないように手を打つ ・きょうだいが在籍している場合、影響をほのめかして騒ぎ立てないようにさせる ●遺族情報の収集 ・遺族宅に出入りしている保護者や子どもに報告を求める ・家庭の問題を広く情報収集 ●誹謗・中傷 (今はサイトやメーリングリストを使うことも)⇒協力者が離れていく、遺族の闘う気力を奪う ・亡くなった子は、不良だった、精神障害だった、自殺願望があった、親から虐待されていた、不登校だった ・親は、モンスターペアレント、まともではない商売をしている、家庭が崩壊、過保護だった、放任だった、教育ママだった、保険金目当て、賠償金目当て ・先生たちは誠心誠意謝罪したのに、示談金で折り合いがつかなかったらしい、謝っても許してくれない 地域・PTA を使って ・遺族に抗議(受験に差し障る、先生がかawaiiそう、地価が下がる、校名がけがされた、騒がれて迷惑している、子どもが傷ついた、不登校になった) ●事故報告書に嘘の記載 (遺族は学校のせいではないと言っている、家庭原因、原因不明、遺書などの存在を書かない、内容を歪めて書く、わかっている重要な情報を報告しない)
49日以降	<ul style="list-style-type: none"> ・急に関係者が来なくなる ・調査したが何も分らなかったという ・これ以上は何もできないと言って、交渉を打ち切る ・訴訟でもなんでもしてくれと開き直る 	<ul style="list-style-type: none"> ・電話をしても出ない ・訪問しても会わない ・裁判の証人になりそうな児童生徒を懐柔もしくは脅す(内申書・推薦入学・監視下におくなど)
3月	<p>校長、教頭、関係した教職員が他校に転任する ⇒何か聞かれても、前任者のしたことなので、わからないと回答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業の場合 アルバムや文集に亡くなった子どもの写真や作品が載らない 卒業式に遺族の出席を拒否する
外部調査委員会	<p>★調査委員会の立ち上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査中であることを理由に、遺族の追及やメディアの取材を回避できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ●被災者の意見や要望を聞かない ・立ち上げを知らせない ・立ち上げについての意見を聞かない ・被災者の要望(調査目的・人選・情報提供の在り方など)を拒否

	<ul style="list-style-type: none"> ・結論が出るまでに報道の鎮静化 ・期待を持たせて、その間、裁判を起こさせない <p>★不十分な調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結論ありきの調査で、アリバイづくり ・調査内容より、スケジュール優先 ・調査の誘導 	<p>●見せかけの中立・専門性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治体と利害関係があつたり、思いどおりになる人物を委員にする ・メンバーの氏名を明かさない ・メンバーに心理士を入れる (自殺原因はさまざま、うつ病原因説、表面に表れていることが原因とは限らない、本人の気質の問題、成育歴や親族の死が影響するなど、自殺者の内面に原因を見つける) ・メンバーに弁護士を入れる(「違法行為」でなければ軽視しがち) ・メンバーに学校事故事件、いじめなどについての知識がない ・メンバーに教育委員会や学校関係者を入れる。 ・委員長に大きな権限を与える <p>※メンバーに臨床心理士や弁護士を入れることが不当だと言っているわけではありません。職業によってこのような傾向があり、それを利用することを最初から意図しているのではないかと思われるメンバー構成について、書いています。</p> <p>●不十分な調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局がリーダーシップをとり、調査を誘導 ・短期間、少ない会議数、最初から回数が決まっている会議 ・調査対象の期間、生徒の範囲が狭い ・学校・教委が作成した嘘の報告をもとに審議する。学校にとって不都合な書類は提供しない ・会の設置目的を遺族への説明とは別のものにする (事実解明が目的ではなく、再発防止策を立てることが目的など) ・目撃した児童生徒にアンケートや聞き取り調査をしない ・当事者に聞き取りをしない ・どんな調査をしたのか、どんな資料を参照したのか、誰から話を聞いたのか、どんな議論が交わされたのか、一切開示せず、結論だけを公表。「自殺につながるようないじめはなかった」「学校・教師の対応に落ち度はなかった」「学校に自殺の原因はなかった」ことのお墨付きに
	<p>★調査報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容が非開示 ・事実調査の内容はほとんど開示せず、再発防止策のみ強調 ・根拠があいまい 	<ul style="list-style-type: none"> ・プライバシーを盾に、遺族にも黒塗りの報告書を提出 ・プライバシーを盾に、報告書をメディアにも開示しない。一部分しか開示しない ・記者会見で渡した資料を、会見後に回収 ・事実誤認が放置されたままの報告書 ・根拠があいまい、もしくは不明な結論 ・わかりにくい、読みにくい、報告書 ・ウェブサイトなどに公開を約束していた報告書を公開しない。概要版のみ公開。短期間の公開
<p>その後</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査資料の廃棄 ・再調査の拒否 		<ul style="list-style-type: none"> ・調査資料の所有権があいまい ・調査資料の情報開示を拒否 ・調査資料の廃棄

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・教委が、報告書の内容を認めない ・学校・教委が、提言を受け入れようとしない、再発防止策を実行しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実誤認を訂正しない ・不十分な調査に不服申し立てをしても、再調査を拒否
<p>民事裁判で</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認めていたことの撤回 ・外部調査委員会の結論を否定 ・遺族や証人への攻撃 	<p>当初認めたことについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめを認めた・謝罪したのは、道義的責任を感じてであり、法的責任があるとは思わない ・「遺族に無理やり言われた」「メディア等に迫られて、そう言わざるを得なかった」という ・外部調査委員会の中立性を否定（遺族寄りだった） ・外部調査委員会の報告書内容を否定（事実誤認、偏見、メディアや世論に迎合した内容） ・誹謗中傷(金目当ての裁判など) ・被害者の悪性立証や家庭の問題を法廷で暴露 ・証人台に立った元生徒の悪性立証 <p>⇒問題のある生徒なので証言は信用ならない、学校や教師に恨みを持っている生徒として印象づける</p>

※これらの学校・教委のやり方は、
「いじめ防止対策推進法」*
「いじめの防止等のための基本的な方針」*
「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」
「学校事故対応に関する指針」*
に、違反していることがあります。

(*印は武田作成資料へのリンク)

<http://www.jca.apc.org/praca/takeda/pdf/20130921boushihou.pdf>

http://www.jca.apc.org/praca/takeda/pdf/20131011jimeboushi_kihonhouhin.pdf

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/09/10/1351863_02.pdf

<http://www.jca.apc.org/praca/takeda/pdf/20160331gakkoujikotaiou.pdf>